

別紙

輸入自動車特別取扱制度 (PHP) の概要

今回の措置：
1型式当たり年間5,000台以下まで拡大

国産自動車

輸入自動車

※ 輸入自動車(1型式当たり年間2,000台以下) のみの優遇措置

通常の手続き

選択は自由

型式指定制度

申請

提出書類による我が国の基準への適合性確認審査

車両による審査

品質管理体制審査

型式の指定

メーカーが1台毎に完成検査を実施

新規検査 (車両提示が不要)

輸入自動車特別取扱制度 (PHP)

届出

簡易な提出書類による我が国の基準への適合性確認審査

(車両による審査なし)

(品質管理体制審査なし)

排ガスについて50台毎に抜き取り検査を実施

簡略化された新規検査 (車両提示が必要)

登録